

八女市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス C に係る Q&A

【令和 3 年 2 月 2 5 日版】

八女市健康福祉部介護長寿課

1. サービス提供について

【利用決定通知先について】

問1 利用の決定通知は担当ケアマネージャーにもらえるのか？

(答)

決定通知は利用者本人宛に送付します。緊急でのご利用等事情がある場合はご相談ください。

【申請利用決定期間について】

問2 申請から決定通知が発送されるまでは、どのくらい時間がかかるか？月半ばからの利用は想定されているか。その際の期間はどうか。

(答)

申請から決定通知発送まで概ね1週間を想定しておりますが、お急ぎの場合はご相談頂くと随時対応します。

また、月途中からでも想定しております。利用期間についてはサービス提供日を起算日として3か月となります。

【申請時必要添付書類について】

問3 利用フローや利用申請書の添付資料から、利用申請前にケアプランを作成する必要があるが、この場合のケアプランは、担当者会議開催時と同様のケアプラン原案という認識でよいか？

(補足) 新規で訪問型サービスCを利用する場合、ケアプラン原案作成後に市に申請し、決定されない場合もあるのか。

(答)

貴見のとおり。

利用申請をされても、要件を満たさない場合は却下されることがあります。

【サービス利用について】

問4 タイプⅡ(通所C特化型)訪問4回を限度とあるが、2回目はどの時点で利用なのか?利用者、担当ケアマネージャーの意向でできるのか。

(答)

利用回数・タイミングについてはケアマネジメントにより判断してください。ただし、通所型サービス事業の利用開始時と利用終了時については利用するようにしてください。

【サービス提供者によるモニタリングについて】

問5 サービス利用開始後、訪問専門職より担当のケアマネージャーにモニタリング報告はあるのか?あるのであれば頻度はどの程度か?

(答)

訪問型サービスC利用終了時(サービス利用開始より最長3か月後)に訪問C個別サービス評価表により報告があります。それ以外の報告は、原則、ありません。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条13項において「担当職員は、指定介護予防サービス事業者から、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない」となっていますので、それに準じて、状況把握についてはサービス担当者との連携をとり、必要に応じ随時聴取してください。

【専門職同時利用について】

問6 サービス利用の際は理学療法士も栄養士も同時に利用は可能か?また、専門職の選別はどこが判断するのか?

(答)

理学療法士・栄養士どちらでも利用可能です。ただし、どちらが訪問しても1回のサービス利用となるので、両者が同日訪問することはできません。また、専門職の選別はケアマネジメントにより判断してください。

【支援対象者について】

問7 管理栄養士からの支援について、利用者の食事を家族が作る場合、家族に対して食事内容や栄養面について助言や指導を受けることは可能か？

(答)

助言や指導は利用者や主に食事を準備する者（家族・ヘルパー等）に対して行います

【サービスの具体例について①】

問8 訪問リハビリテーションとの違いについて、『体に触れて行う機能訓練は行いません』の読み取りが難しく、具体的な事例を提示してほしい

(答)

サービス内容は指導・助言であり、あくまで機能訓練を実施するのは利用者本人です。

例) 腰痛がある利用者

<訪問 C>

- ・ 疼痛緩和のための体操の指導
- ・ 疼痛悪化防止のための動作のアドバイス
- ・ 疼痛悪化防止のための住宅環境のアセスメント・アドバイス

<訪問 C 範囲外>

疼痛緩和のためサービス利用者の身体に触れて行うマッサージやリラクゼーションなど

【サービスの具体例について②】

問9 サービス利用について、もう少し詳しく教えていただきたい。例えば乗り合いタクシーを利用したいと思っている方が、足腰が弱く1人で乗って出かける自信がない。という方に対し、訪問専門職はどこまでしていただけるのか？一緒に乗り合いバスに乗って乗車時の指導をしてくれるのか？

(答)

目標達成のために一緒に乗り合いタクシーに乗って乗車時やルートの課題や身体課題を見極め、その後の指導を行うことがあります。ただし、公共交通機関を一緒に利用した場合の、訪問専門職の交通費は利用者負担となります。

【理学療法士派遣モデル事業について】

問 1 0 2年前から行われていた通所 C 利用時の理学療法士の派遣事業は継続されるのか？訪問 C に置き換わるか？

(答)

2年前より実施していた理学療法士派遣のモデル事業は終了となります。

2. ケアマネジメントについて

【サービス利用前包括内協議について】

問 1 1 利用フローの中で包括事業所内でサービス利用に関し協議(多職種)とあるが、これについては協議を行った内容記録をしておく必要があるか？必要ならばどこに記載するか(支援経過？委託プランの場合はどこに？)

(答)

協議内容については支援経過に記載してください。

委託の場合は担当地域包括支援センター内で協議された内容を、支援経過に記載してください。

【プラン確定日について】

問 1 2 申請時にプラン作成し提出とあるが確定日はいつになるか？

(答)

訪問型サービス C 利用決定後に利用者にケアプランの同意を得た日が確定日となります。

【担当者会議の必要性について】

問 1 3 訪問 C の期間を延長する場合は、再び担当者会議は必要となるか？

(答)

ケアマネジメントの類型による規定に準じます。

【ケアマネージャーの評価について】

問 1 4 ケアマネージャーの評価表は必要か？必要な時は通常使用している評価表で良いのか？

(補足) フローチャートによると評価表の作成は訪問 C 実施者(事業所) → 包括受領 ⇒ 市、となっているが、包括で行う評価表は市への提出は必要か？

(答)

ケアマネージャーの評価は必要ですが、市への提出は必要ありません。

【サービス担当者による医療・家族との連携について】

問 1 5 医療との連携について。訪問指導をされる中でかかりつけ医との連携が必要となった場合、直接連携をとってもらえるか？必ず計画作成者(ケアマネージャー)が間に入る事になるのか？

また、家族との連携について。訪問時の利用者の変化等あれば、家族への連絡等してもらえるのか？

(答)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号) 第 30 条 14 において「担当職員は、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うもの」とされています。連携が必要となる場合は、担当職員により連絡調整等を行ってください。

サービス実施に関することを除いて、サービス担当者(訪問専門職)が家

族と個別に連携を図ることはありません。担当職員（担当ケアマネージャー）はサービス担当者（訪問専門職）から利用者の状態等に関する報告を聴取し、必要であればケアプランの変更を行ってください。